

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年2月10日（平成28年（行情）諮問第134号）

答申日：平成28年10月11日（平成28年度（行情）答申第403号）

事件名：「特定の行政文書事案を処理した仕事が出来ない公務員等全員の出勤簿」の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる文書につき、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月25日付け国広情第289号により国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）異議申立書

出勤簿は、人事院の通達により、どこの省庁でも作成され保有されており、国土交通省だけ作成、保有していないということは、あり得ない。

##### （2）意見書

ア 本件は、以下の理由により、異議申立人の求める文書が、開示されなければならない。

イ 本件は、特定行政文書事案の処理を行った公務員等の出勤簿の開示を行った結果、保有していないことを理由に、不開示決定になった事案であるが、公務員の出勤簿に付いては、人事院の通達により、どこの行政庁でも作成されているため、国土交通省だけ出勤簿は、保有していないということはありませんので、必ず出勤簿は保有している。

ウ 本件開示請求において、諮問庁等の理由によれば、「仕事が出来ない」公務員は、存在しないことを理由の一つにして、不開示決定を行っているが、本件開示請求者は「仕事が出来ない」公務員がいたから、

開示請求者の主観で開示請求を行ったに過ぎず、法に基づく開示請求書に記載する内容を諮問庁等にとやかく言われる筋合いはない。

異議申立人は、わざわざ、異議申立人が求める行政文書を特定しやすくするために、親切に開示請求書に記載したに過ぎない。

本来、処分庁の担当者は、諮問庁が本件で理由説明書を提出している「仕事が出来ない公務員」は、存在しないと言う考えを持っているのであれば、それを開示請求者に対して、処分庁の考えを説明し、そして、異議申立人が考える「仕事が出来ない公務員」に関する行政文書とは一体、どのような行政文書であるのか聞いた上で、補正なりを行うべきなのに、これらの手続を一切行っていない。

つまり、最初から開示する意思が無かったものと思われる。

「仕事出来る」「仕事出来ない」を本件で主張しても堂々巡りになるだけであるが、法に基づく行政文書の開示請求においては、開示請求人の求める行政文書とはどのような行政文書なのか、特定を行い、開示・不開示決定を行うのが大原則である。

ところが、本件では、諮問庁等の考えのみで決定を行っている。

行政文書開示請求の手続での文書特定については、諮問庁等の考え等は必要がない。

諮問庁等の考えることは、文書を特定した上で、法の規定に照らし合わせ開示・不開示の決定を行う際に考えることである。

エ 本件で、諮問庁は理由説明書を提出しているが、この内容は、異議申立人に対してのみ、適用する内容である。

しかしながら、法に基づく行政文書の開示請求においては、誰がやっても同じ文書を開示・不開示決定しなければならない。

本件で、諮問庁は異議申立人の個人情報に記載されている文書を当審査会に提出しているが、もし、本件と同様の開示請求が、違う国民からなされ、本件とも同様に行政不服審査法に基づく手続で当審査会に係属した場合、異議申立人の個人情報に記載された文書を使用しなければならず、これは、国家公務員法違反である。

当然、これを回避するために、違う理由が必要になるが、それでは、本件不開示理由と違う内容にしなければならず、これは、法に基づく開示手続を大きく逸脱する。

つまり、現在、諮問庁等が行っている情報公開の手続は、本件対象文書は異議申立人には不開示にするが、別の国民には開示する、もしくは、別の理由で不開示にするということである。

オ 諮問庁が提出した下記第3の3(2)についてであるが、この部分で、「実施方法等申出書に記載があるとおり、種々主張している」と記載されているが、本件で異議申立人は諮問庁等に対して、本件決定

に関して、何ら主張も行っていないため、これは虚偽である。

その「証拠」に異議申立人は、何も記載されていない実施方法等申出書を本件開示請求書に添付している。

これは、諮問庁等が、自らの主張を正当化するために、異議申立人の個人情報に記載されている書類を勝手に持ち出し、本件諮問事件に使用しているに過ぎない。

つまりは、法での開示手続においては、誰がやっても、同じ事をしなければならぬため、諮問事件になれば、異議申立人の氏名や住所が記載された書類が、開示請求を行った国民に見られるということであり、当然、これらの行為は犯罪行為であることは間違いない。カ 本件で諮問庁が提出した下記第3の3(3)に記載されていることについてであるが、この内容も虚偽である。

よって、この理由説明書を作成した職員等については、刑事告訴するが、これも、諮問庁等の理由説明なので、反論する。

この項で、諮問庁は本件において異議申立人が、複数回に渡って、国土交通省に電話を掛けて、担当職員等を脅迫？もしくは、危害を加えると言った事を不開示決定の理由にしている。

しかしながら、本件開示請求において、本件不開示決定書に記載されている本件開示請求の受付日(平成27年12月2日)から、本件開示決定を行った平成27年12月25日までの間で、異議申立人は、国土交通省宛に電話を掛けたのは、平成27年12月3日の1回しか電話を掛けていない。

それも約24分程で、内容は本件開示請求について、開示請求書が送付されたかどうかの確認の問い合わせであり、その際に、電話で対応した職員に、本件開示請求書に記載されている「仕事が出来ない公務員」とは、どの様な公務員なのか、異議申立人の考え、そして、本件での異議申立人の求める行政文書とは、どのような行政文書なのか、説明を行っているに過ぎない。

本件理由説明書を作成した公務員等を刑事告訴する際には、異議申立人の固定電話及び携帯電話の通話記録を証拠として提出するが、諮問庁等は、本件で複数回に渡って、異議申立人が国土交通省に電話を掛けて、行政事務に支障をもたらす様な言動を行ったと主張しているが、これは言い掛かりに過ぎず、しかも、本件開示請求での不開示決定を行ったこととは、全く関係がないことは、言うまでもない。

しかも、この項で、異議申立人が記載した刑事告訴する旨の書類と、本件不開示理由との関係も、全く意味不明である。

少なくとも、「関係者等を刑事告訴する」ということを言ったり、

記載した書面を提出すると、情報公開請求での対象文書が不開示になると言う条文は、法には規定がない。

しかしながら、諮問庁等が、本件でそのようなことを主張し、不開示決定の理由にしているのであるから、諮問庁等に次項で回答を求めことにした。

キ 下記第3の3(3)に対する求回答(憲法16条に基づく)

(ア) この項記載の「当方の説明に対して冷静に聞く態度を全く示さず一方的に担当職員に対して」の「当方」と「担当職員」は、誰なのか、また、それはいつの日なのか、回答を求める。

(イ) 諮問庁等は、本件で異議申立人が、複数回問い合わせを行ったと主張しているが、平成27年12月3日以外で、いつの日のことを指すのか、回答を求める。

(ウ) 本件と全く別人が、同様の開示請求を行った場合も、同様の理由で不開示決定にするのか、回答を求める。

なお、回答は、本書面の内容を知ってから1週間以内とし、期限内に回答が無い場合、諮問庁等が本件審査会に提出した理由説明書が虚偽であったとして、刑事告訴する。

また、刑事告訴する際には、本意見書を捜査当局に提出する。

ク 前項での求回答で、諮問庁等は、職員等の氏名は回答することができても、それ以外は回答することができないはずである。

なぜならば、諮問庁が作成した理由説明書は、虚偽だからである。

確かに、本件以外でも、異議申立人は国土交通省に電話を掛けることがあるが、それは本件以外に開示請求を行っている事案があるからに他ならない。

当初、異議申立人は、小学生でも分かる算数の足し算、引き算が出来ない馬鹿公務員が、事務処理をやっていたものと思っていたが、それは異議申立人の大きな勘違いで、だから、「仕事ができない公務員」の開示請求を行った。

異議申立人は、開示請求を行った際に、開示請求書に切手を204円分同封し、対象文書があれば、その切手を使用して送付してもらおうとしていた。

切手の内訳は、82円切手が2枚、10円切手が、4枚である。

本件開示請求に添付した実施方法等申出書に記載されている特定番号の開示手続では、送料が120円なので、普通であれば、82円切手1枚と10円切手4枚使用すれば、対象文書が送達出来るのに、添付した特定番号の開示手続を行った職員は、その切手を開示請求人に突き返し、再度、120円分の切手を送れと言ってきているのである。

その結果、開示請求人は、120円分の切手を送付するために、新たに費用を使わされているのである。

時間と経費の無駄遣いとは、正にこの事である。

諮問庁は、異議申立人が、行政事務に支障を及ぼすような言動を行ったと主張するが、異議申立人は、行政事務を速やかに行ってもらおうとしているにもかかわらず、無駄なことばかりしてさせているのは、諮問庁側の方でそれを棚にあげて、本件で異議申立人を犯罪者扱いとは、言語道断である。

異議申立人は、本件開示請求では「仕事ができない公務員」だと勘違いしていたが、本件理由説明書でそうでなく、本当は、ズル賢い性根の腐った嫌がらせ大好き公務員だということが、本件理由説明書でよく分かった。

本件は、その公務員等の出勤簿の開示請求である。

#### ケ 「仕事ができない公務員」について

諮問庁等は、本件で仕事ができない公務員等存在しないことを理由にしているが、それは、諮問庁側の主観に基づいた主張であることは、述べた。

しかしながら、法に基づく開示請求において、国民はもちろん、公務員ですら、全ての行政庁で取り扱っている行政文書名は、全て把握している訳ではない。

だから、求める行政文書の名称は、国民の主観で記載しても、何ら問題はない。

そこで、異議申立人が主張する「仕事ができない公務員」についてであるが、本件では、特定番号の開示手続において、前項のように、無駄な時間、無駄な経費を使わせた公務員等のことである。

諮問庁等は、前項で行った手続は、正当な行為だったと主張している様であるが、それは、見解の相違である。

しかしながら、そういった事務処理を行った公務員は存在する以上、その職員の「出勤簿」は保有していないと言うのは、虚偽である。

つまりは、こう記載したことが、処分庁側では気に食わなかっただけである。

それで、「仕事が出来ない公務員」はいないと言う理由で、開示決定を行ったに過ぎない。

少なくとも本件開示対象者の公務員等は、職務上、犯罪行為を行ったり、税金の無駄使いをする予備軍である。

いや、現に本件対象文書の公務員等は、送料の節約もさせない公務員等であり、刑事事件の被疑者でもある。

雇い主の国民の一人から、「仕事が出来ない」と言われて当然であ

り、仕事の出来る公務員は、仕事の効率を理解している人間であり、国民に対して、無駄な時間や無駄な経費を使わせたりしない人間のことである。

コ 本件での対象文書の特定について

情報公開請求において、対象文書の「特定」は重要である。

対象文書は、公務員等が決めるのではなく、国民が決めることである。でなければ、情報公開請求の意味はない。

本件諮問庁等は、文書の特定も行わず、処分庁の考えだけで決定を行ったために、本件諮問事件になっている。

本件は、国土交通省職員の出勤簿の開示請求であるが、国土交通省だけでも、全体で何万人もの職員がいる。

その職員の中から、本件では1名、もしくは、2名程の職員が開示対象文書である。

本件で添付した特定事案に関する事務手続は、現在確認中であるが、もし、これが大臣決裁事案であれば、事務処理を行った公務員の一人になるが、しかし、本件開示請求は、決裁を行った公務員等、全員の出勤簿の開示請求ではない。

だから、対象文書を特定しやすくするために、「仕事が出来ない公務員」としたである。

それは、仕事が出来ない公務員、それが気に入らなければ、性根の腐った嫌がらせ大好き陰険公務員でも構わない。

事務手続で切手を突き返し、再度、費用を使わせて、切手を送り返させる公務員等の「出勤簿」が本件対象文書であり、この対象文書は絶対に存在するため、開示されなければならない。

サ 本件不開示決定について

本件での不開示決定は、諮問庁等に所属している特定職員の個人的な恨み感情からなされた決定である。

異議申立人に、苦情？を言われた事を根に持った職員が、個人的感情で本件不開示決定を行っている事は、諮問庁の理由説明書で分かる通りである。

異議申立人は、十年以上も情報公開を行ってきたが、このような幼稚な理由説明書は見たことがない。

まるで、小学生の作文である。

このような馬鹿公務員に「権力」を持たせると、ろくなことがない。

ここで、本件処分庁が行った不開示決定通知書を疎第4号証から疎第8号証として提出する（添付略）。

これは、処分庁に対して、本件開示請求後に5件開示請求を行ったが全て不開示決定になっている。

しかも、驚いたことに、その内3件の開示請求の開示理由が、下記第3の3(3)に記載されている内容と全く同じなのである。

ここまですれば、度が越えている。

少なくとも、疎第8号証に関しては、行政文書開示請求書の受付を行った日から、わずか4～5日で不開示決定を行っているのである。

この間に文書の特定を行い、開示、不開示の決定を行ったことになる。

当然、この間に開示請求人には、文書特定の連絡等は一切ない。

これらの不開示決定に関しては、異議申立書を国土交通大臣宛に送付済みであるため、いずれ当審査会に係属されるが、国土交通大臣の「公印」を使用する以上、それなりの決裁が必要であるが、本件諮問事件の理由説明書の内容で、よく決裁が通ったと驚いている。

異議申立人が、もし、情報公開の開示・不開示の決裁権者の一人であった場合、本件理由説明書に記載されている内容での決定を行う場合には、絶対に決裁の印は押さない。

なぜならば、個人的な感情で、行政文書の不開示決定等してはならないからである。

しかし、本来、決裁を行わなければならないにも関わらず、個人的恨みを持った公務員が正式な決裁を行わずに決定を行った可能性も否定できない。

疎第9号証として、国土交通大臣の石井宛の内容証明郵便を提出するが(添付略)、内容は本件諮問事件についてであるが、回答期限を過ぎても、何ら連絡等はなかった。

回答期限は3月10日であったが、その翌日に疎第4号証から疎第8号証の決定を処分庁は行っていることを考慮すれば、現場サイドで疎第9号証を握り潰す可能性もあるが、しかしながら、現時点で、処分庁の大臣である石井は、刑事事件の被疑者である。

刑事捜査になれば、この辺りが刑事捜査で判明されることになると思われるが、いずれにしても、本件諮問事件のみならず、諮問庁等は、異議申立人が行っている他の開示請求についても、本件諮問事件に提出された理由説明書に記載されている個人的な感情で不開示決定を行っている以上、これらを容認することは、断じてできない。

シ 以上、「出勤簿」は、国土交通省だけでなく、人事院の通達(給実甲第576号)に基づいて、全ての行政庁で作成されており、また、上記コに記載されている特定職員の「出勤簿」は存在するため、個人情報情報は除き開示されなければならない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件異議申立てについて

- (1) 本件異議申立てに係る開示請求は、法3条に基づき、諮問庁に対して、本件対象文書の開示を求めてなされたものである。
- (2) これを受けて、諮問庁は、本件対象文書については、保有していないことから、不開示とする決定（原処分）を行った。
- (3) 本件異議申立ては、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めるものである。

## 2 異議申立人の主張について

異議申立人の主張によれば、以下のとおりである。

出勤簿は、人事院の通達により、どこの省庁でも作成され保有されており、国土交通省だけ作成・保有されていないということはありません。

よって、出勤簿を開示すべきである。

## 3 原処分に対する諮問庁の考え方について

異議申立人は、原処分を取消し、本件対象文書の開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示決定の妥当性について、以下のとおり検討する。

- (1) 本件対象文書は、「平成27年11月25日付け国広情第252号の行政文書開示決定通知書に係る行政文書の開示の実施方法等申出書の案件を処理した仕事の出来ない公務員等全員の出勤簿」である。

- (2) 異議申立人は、平成27年11月25日付け国広情第252号の行政文書開示決定通知書に係る実施方法等申出書に記載があるとおり、種々主張しているが、国土交通省としては、法令の規定に従い適切に処理しているところである。

そもそも、国家公務員の昇任及び転任に関しては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）58条1項により、「職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うもの」とされていることから、「仕事ができない公務員」は存在しえない。

したがって、本件対象文書は存在しないことから、保有しておらず不存在とした原処分は妥当であると考えます。

- (3) なお、異議申立人は、国土交通省に複数回にわたって問い合わせを行った際に、当方の説明に対して冷静に聞く態度を示さず、一方的に担当職員に対して、刑事告発するなど威圧的な発言を行っていることから、行政事務の遂行に支障をもたらすのみならず、担当職員に対して危害を及ぼそうとする悪意がうかがえる。また、本件開示請求書に同封された提出資料に明確に「関係者等を刑事告発する」旨が記載されていた。

このような経緯から、国土交通省としては、本件開示請求は、法1条に規定する「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的」になされたものとはいえず、法の目的・趣旨



に反するものと判断する。

#### 4 結論

以上のことから、本件対象文書に対して、文書の不存在を理由に不開示とした原処分は妥当であると考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月22日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年6月20日 審議
- ⑤ 同年10月6日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、本件開示請求の経緯及び本件対象文書を保有していないことについて、おおむね以下のように説明している。

本件開示請求書に記載された「特定行政文書事案」とは、異議申立人からの別件行政文書開示請求事案について、開示請求書に開示文書の写しを送付するよう記載して郵便切手を同封していたものの、国土交通省ではそのような便宜的取扱いをしていないことから、情報公開室の担当職員がこれを使わずに返送し、改めて開示の実施方法等申出書とともに郵便切手を送付するよう求めた事案のことであり、異議申立人は、これに苦情を申し立てるとともに、本件開示請求を行ったものである。

異議申立人は、上記事案を処理した仕事の出来ない公務員等全員の出勤簿の開示を求めているが、公務員の昇任及び転任については、「職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うもの」とされていることから、「仕事が出来ない公務員」は存在しえず、したがって、本件対象文書は保有していない。

- (2) しかしながら、「仕事が出来ない」は、異議申立人が意見書において「開示請求者の主観である」旨述べているとおり、異議申立人の意見にすぎないものであって、開示請求の対象となる文書を特定・限定するた

めの文言とは解されず、本件開示請求に至る経緯からすると、「特定行政文書事案」の処理に不満を持った異議申立人が同事案の処理に関与した職員全員の出勤簿の開示を求めていることは明らかである。

(3) したがって、本件対象文書は、「特定行政文書事案」を処理した職員全員の出勤簿と解すべきところ、そうであれば、国土交通省において、これに該当する文書を保有しているはずであるから、特定した上で、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国土交通省において別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙

- 1 本件対象文書  
特定行政文書事案を処理した仕事の出来ない公務員等全員の出勤簿
  
- 2 改めて開示決定等をすべき文書  
特定行政文書事案を処理した職員全員の出勤簿